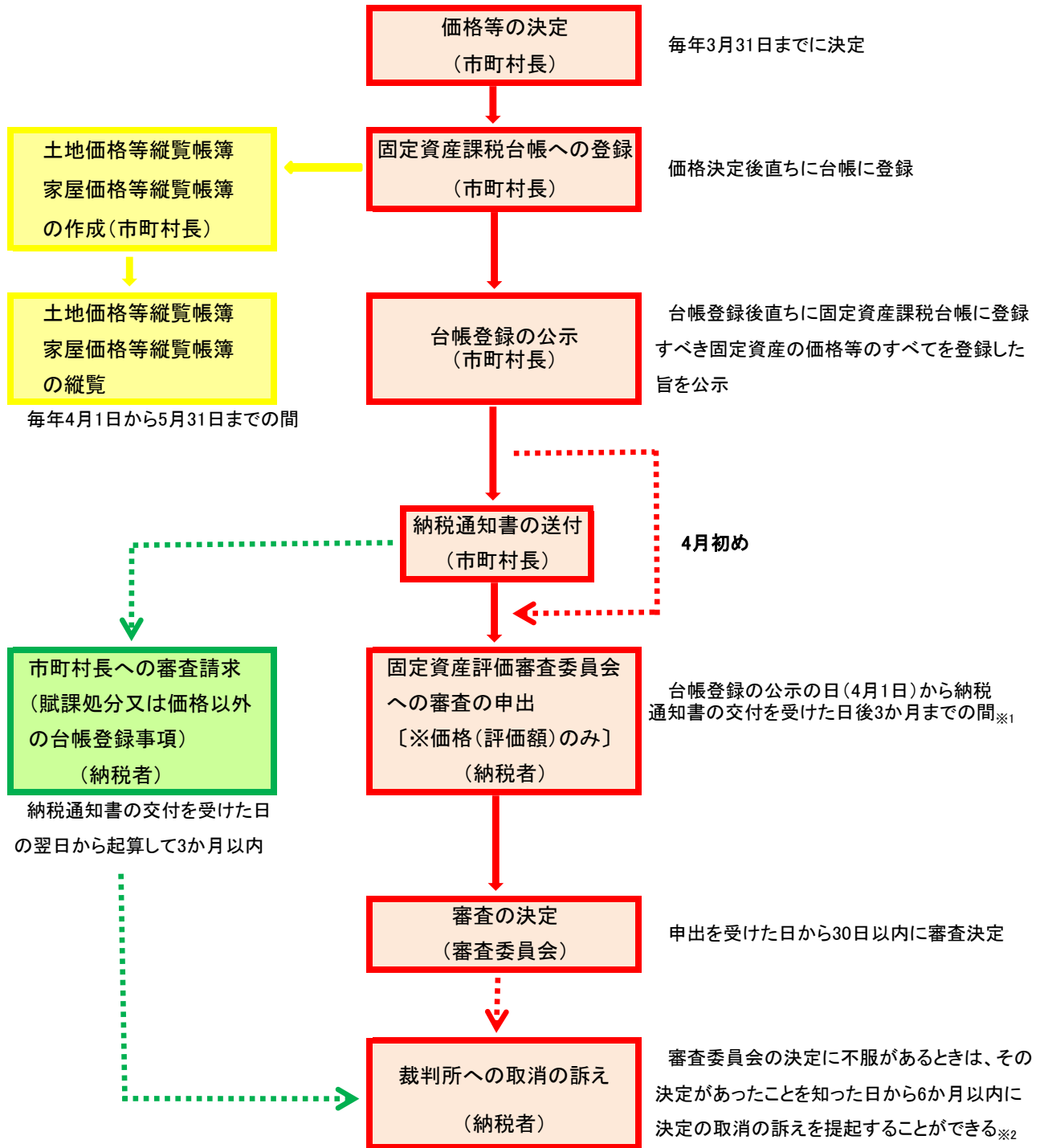


【固定資産税の評価における審査申出制度等のフローチャート】



※1 台帳登録の公示の日以降に、価格等の決定又は修正等があった場合は、その通知を受けた日から3か月以内が審査申出期間となります。

※2 審査の決定を行った固定資産評価審査委員会ではなく、当該審査委員会が所属する市町村が被告となります。